

指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日 令和 4 年 1 0 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 3 1 日)

整理番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1	西日本電信電話(株) 京都支店	大阪市都島区	令和 4 年 11 月 7 日 ~ 令和 5 年 8 月 6 日 (9 箇月)	独占禁止法違反 (別表第 2 第 2 項(2)ウ)	広島県教育委員会発注の特定コンピュータ機器又は広島市発注の特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 4 年 10 月 6 日付けで公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	工事
2	五洋建設(株) 大阪支店	東京都文京区	令和 5 年 2 月 7 日 ~ 令和 5 年 3 月 6 日 (1 箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第 2 第 4 項(4)イ)	新名神高速道路大津ジャンクション東工事において、作業員が令和 3 年 7 月 9 日に高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和 3 年 8 月 19 日に至るまで提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により令和	工事

別記様式第3号（第5条関係）

					4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。	
3	水道機工(株) 大阪支店	東京都世田谷区	令和5年3月31日 ～ 令和5年6月30日 (3箇月)	建設業法違反 (別表第2第6項(2)ウ)	令和5年2月10日付けで、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、指示処分及び営業停止命令を受けたため。	工事
4	(株)水機テクノス 大阪営業所	東京都世田谷区	令和5年3月31日 ～ 令和5年6月30日 (3箇月)	建設業法違反 (別表第2第6項(2)ウ)	令和5年2月10日付けで、国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、指示処分及び営業停止命令を受けたため。	工事